

三浦市の公共工事に係る一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三浦市が実施する公共工事に係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)を円滑に行うため、三浦市契約規則(昭和40年9月1日規則第13号)及び三浦市上下水道部契約規程(昭和42年4月1日水道企業管理規程第12号)に定めるほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般競争入札 地方自治法施行令第167条の5の2の規定により、入札参加資格を定めて行う競争入札方式をいう。
- (2) 発注工種 建設業法(昭和24年法律第100号)別表に掲げる該当工種をいう。

(対象工事)

第3条 一般競争入札の対象工事は、原則として設計金額が130万円を超える工事とする。

(公告)

第4条 一般競争入札を実施する場合、三浦市契約規則第7条及び三浦市上下水道部契約規程第8条(入札の公告)に規定するその他の方法は、新聞紙、本市ホームページ又はかながわ電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)を用いて実施する場合は同システムを利用し公表することをいう。

(入札参加者の資格要件)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 三浦市競争入札参加資格者名簿に登録を受けている者
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく三浦市の入札参加資格制限を受けていない者
 - (3) 発注工種につき、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けている者
 - (4) 三浦市指名停止等措置要領(平成7年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でない者
 - (5) 発注工種に係る建設業法第26条に規定する技術者を現場に配置できる者
- 2 前項に規定するほか、工事の規模及び内容に応じ、入札参加資格として次の各号に掲げる事項につき定めることができる。入札参加資格として定めた場合は、前条に規定する公告において明記しなければならない。
- (1) 建設業の許可の種類
 - (2) 発注工種に係る経営事項審査の総合数値
 - (3) 本店又は営業所の所在地
 - (4) 配置予定技術者の資格及び施工経験
 - (5) 同種工事の実績
 - (6) 同種工事の成績
 - (7) 近接工事の状況
 - (8) 退職一時金制度を導入している者(建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の対象であるものに限る。)又は、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結している者
 - (9) 消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税を滞納していない者
 - (10) 公告の日から過去6ヶ月の間に、取引銀行における不渡手形又は不渡小切手を出したことの無い者
 - (11) 債務の不履行がなく、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がなされていない者
 - (12) その他、公正な競争を維持するために必要と判断される事項

3 特定建設工事共同企業体を結成する工事にあつては、各構成員ごとに、前項に規定する入札参加資格を設定しなければならない。

4 入札参加資格要件の設定は、原則として工事設計金額が130万円を超え5,000万円未満の工事あつてはあらかじめ委員会が定めた基準に基づき契約事務主管課が行い、設計金額が5,00

0万円以上の工事にあつては委員会が行うものとする。

(入札参加資格確認の申請)

第6条 一般競争入札に参加を希望する者(以下「申請者」という。)は、「一般競争入札参加者資格確認申請書」(第1号様式-1・2)に、次の各号に掲げる付属書類を添付し、公告に定める日までに市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、電子入札システムを用いて実施する場合は、同システムにより申請するものとする。

- (1) 経営事項審査結果通知書の写し(添付が条件とされている場合)
 - (2) 「配置予定技術者届」(第2号様式-1・2)(添付が条件とされている場合)
 - (3) 消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税の納税証明書(添付が条件とされている場合)
 - (4) 特定建設業の許可を要する工事であつて、発注工種が建設業法第15条第2号に規定する指定建設業に該当する工事においては、配置予定技術者に係る指定建設業監理技術者資格者証の写し(添付が条件とされている場合)
 - (5) 同種工事の実績が条件とされる工事にあつては、「同種工事实績届」(第3号様式)(添付が条件とされている場合)
- 2 特定建設工事共同企業体を結成する工事にあつては、前項各号に掲げる付属書類を各構成員ごとに提出するとともに、特定建設工事共同企業体協定書を提出しなければならない。
- 3 提出書類等の用紙類については、公告の日から契約事務主管課において配布し、又は、本市ホームページに掲載するものとする。

(入札参加資格の事前審査)

第7条 前条に規定する申請があつたときは、原則として設計金額が130万円を超え1億5,000万円未満の工事にあつては契約事務主管課が、設計金額が1億5,000万円以上の工事にあつては委員会が必要書類を提出させ、入札前に入札参加資格の有無の確認を行うものとする。この場合において、入札参加資格の審議に供するため、契約事務主管課は、「一般競争入札参加者資格確認書」(第4号様式。以下「資格確認書」という。)を作成し、委員会に提出するものとする。

- 2 市長は、入札参加資格の審査結果について、「一般競争入札参加資格確認通知」(第5号様式)により、公告に定める日までに、申請者に通知するものとする。ただし、電子入札システムを用いて実施する場合は同システムにより申請者に通知するものとする。なお、入札参加資格がないと認められた場合は、必ずその理由を明記しなければならない。
- 3 入札参加資格の確認結果については、公表しない。

(入札参加資格の事後審査)

第8条 契約主管課は、前条第1項の規定に基づく事前審査により、入札参加資格があると認めた申請者に入札を行わせ、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格の入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し、必要書類を提出させ資格確認書を作成して落札候補者の審査を行わなければならない。ただし、設計金額が1億5,000万円以上の工事については事後審査を行わない。

- 2 審査の結果については、「落札者決定通知書」(第8号様式)により落札候補者に速やかに通知するものとする。ただし、電子入札システムを用いて実施する場合は、同システムにより通知するものとする。なお、入札参加資格がないと認められた場合は、必ずその理由を明記しなければならない。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第9条 第7条第2項及び前条第2項の通知を受けた者が、入札参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めた場合は、書面により速やかに回答しなければならない。

(設計図書の閲覧)

第10条 設計図書及び単価抜き設計書等(以下「設計図書」という。)を、公告の日から資格確認申請受付期限までの間、閲覧に供する。

(現場説明)

第11条 一般競争入札にあつては、申請者に対する現場説明会は行わず、設計図書の有償又は無償頒布をもってこれに代える。

(質問書の提出と回答書)

第12条 設計図書について質問のある者は、公告に定める日までに、「一般競争入札質問書」(第6号様式。以下「質問書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 「質問書」に対する回答は、各質問事項を一括して「一般競争入札回答書」(第7号様式)により回答する。

3 電子入札システムを利用し実施する場合は前2項の規定にかかわらず、別に定める方法により行うことができる。

(工事費内訳書の提示)

第13条 市長が特に必要と認める場合には、一般競争入札の第1回目の入札に当たり、入札者は工事費内訳書を提示しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。